

令和2年度第3次補正予算
クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(CEV 補助金)

応募要領

V2H充放電設備



一般社団法人次世代自動車振興センター

令和3年3月

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（以下、合わせて「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について

当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。

目 次

1. V 2 H 充放電設備導入の概要	1
1-1. V 2 H 充放電設備導入について	1
1-2. 申請することができる方	1
1-3. 設置場所	1
1-4. 取得財産等の管理と処分を制限する期間	2
2. 申請の前提条件と要件	4
2-1. 申請の前提条件	4
2-2. 申請の要件	5
3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項	6
3-1. 補助事業の流れ	6
3-2. 交付申請	7
3-3. 「交付申請書（様式1）」の提出期間	7
3-4. 交付申請書および実績報告書類の送付先	7
3-5. 「交付申請書（様式1）」の受付等	8
3-6. 交付申請のV 2 H 充放電設備導入における審査等	8
3-7. 交付決定通知書発行	8
3-8. V 2 H 充放電設備の発注および設置工事の施工開始	8
3-9. 計画変更の申告	9
3-10. V 2 H 充放電設備導入に係る計画変更書類の送付先	9
3-11. V 2 H 充放電設備設置工事の完了・支払の完了	9
3-12. V 2 H 充放電設備導入の実績報告	10
3-13. 実績報告期限	10
3-14. V 2 H 充放電設備導入の審査・補助金の額の確定	10
3-15. 補助金額確定通知書発行	10
3-16. 補助金の交付	10

4. 補助金交付額 11

- 4-1. V2H充放電設備の補助金交付額 11
- 4-2. V2H充放電設備等設置工事の補助交付上限額および工事項目別補助額 12
- 4-3. V2H充放電設備等設置工事の補助金交付額 12
- 4-4. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説 13
- 4-5. V2H充放電設備等設置工事の要件 18
- 4-6. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例） 18

5. 交付申請書の提出 19

- 5-1. 申請に必要な様式 19
- 5-2. V2H充放電設備の導入における提出書類 19
- 5-3. 「交付申請書（様式1）」 20
- 5-4. V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）のコピー 20
- 5-5. V2H充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）のコピー 21
- 5-6. 工事申告書_交付申請（様式V19） 22
- 5-7. 要部写真（様式V11） 22
- 5-8. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図 23
- 5-9. 小屋設置工事を申請する場合 27
- 5-10. 申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合 27
- 5-11. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合 28
- 5-12. 住民総会での決議を証する書類のコピーまたは、理事会で合意されたことを証する書類のコピー（分譲マンション等の場合） 29
- 5-13. 要部写真の提出資料 30

6. 実績報告の提出 32

- 6-1. 実績の報告に必要な様式 32
- 6-2. V2H充放電設備の導入における提出書類 33
- 6-3. 「実績報告書（様式18）」 33
- 6-4. V2H充放電設備本体の発注書のコピー 34
- 6-5. V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー 35

6-6.	V 2 H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー	36
6-7.	V 2 H 充放電設備本体の保証書のコピー	37
6-8.	工事費の請求書（内訳書含む）のコピー	38
6-9.	工事費の支払を証する領収書のコピー	40
6-10.	「V 2 H 充放電設備等設置工事完了報告書（様式 V07）」	40
6-11.	工事申告書_実績報告（様式 V20）	41
6-12.	要部写真（様式 V11）	41
6-13.	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）	41
6-14.	完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図	42
6-15.	補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類	43
6-16.	リース契約に基づく報告の場合	44

7. 特例措置による補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項 45

7-1.	補助事業の流れ	45
7-2.	交付申請	45
7-3.	「交付申請書（様式 1）」の提出期間	46
7-4.	「交付申請書（様式 1）」の受付等	46
7-5.	交付申請の V 2 H 充放電設備導入における審査等	46
7-6.	補助金の額の確定通知書発行	46
7-7.	補助金の交付	46

8. 特例措置による交付申請書の提出 47

8-1.	申請に必要な様式	47
8-2.	V 2 H 充放電設備の導入における提出書類	48
8-3.	「交付申請書（様式 1）」	48
8-4.	V 2 H 充放電設備本体の発注書のコピー	49
8-5.	V 2 H 充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー	50
8-6.	V 2 H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー	51
8-7.	V 2 H 充放電設備本体の保証書のコピー	52
8-8.	工事費の請求書（内訳書含む）のコピー	53

8-9. 工事費の支払を証する領収書のコピー	55
8-10. 「V2H充放電設備等設置工事完了報告書(様式V07)」	55
8-11. 工事申告書_特例措置による申請(様式V21)	56
8-12. 要部写真(様式V11)	56
8-13. 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)	56
8-14. 完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図	57
8-15. 小屋設置工事を申請する場合	57
8-16. 申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合	58
8-17. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合	59
8-18. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類	60
8-19. リース契約に基づく報告の場合	61

1. V2H充放電設備導入の概要

1-1.V2H充放電設備導入について

電気自動車やハイブリッド自動車等の購入に併せ、V2H充放電設備を「新品」で購入し設置を行う者に対し、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する。

- ・「新品」とは、当該補助事業の交付決定通知書発行日以降にV2H充放電設備の発注および支払もしくは支払い手続きを完了し、V2H充放電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降のV2H充放電設備をいう。

ただし、特例措置として令和3年3月25日以前にV2H充放電設備の発注、支払い完了などを行っている場合も補助対象とします。申請手続が異なるため、「3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項」、「5. 交付申請の提出」および「6. 実績報告の提出」の代わりに「7. 特例措置による補助金申請から交付までのプロセスと基本事項」、「8. 特例措置による交付申請の提出」を参照してください。

1-2. 申請することができる方

センターが承認した補助対象とするV2H充放電設備を今後購入（所有）し、V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の使用権限を有する個人が申請することができます。

ただし、V2H充放電設備およびその設置工事をリースにより使用する場合は、リースの利用者が申請することができます。

1-3.設置場所

V2H充放電設備の設置場所が個人宅等であること。

- (1) 戸建て（所有・賃貸）
- (2) マンション等（分譲・賃貸）

※ マンション等に設置する場合、V2H充放電設備の受電元および給電先は、申請者の住戸の分電盤に限ります。マンション等の共用分電盤に接続の場合は申請できません。

1-4.取得財産等の管理と処分を制限する期間

- ・ 補助金の交付を受けた方は、補助金により取得したV2H充放電設備および付帯設備等（以下、「取得財産等」という。）については、V2H充放電設備設置完了後においても、V2H充放電設備の設置が完了した日から5年間、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運用を図らなくてはなりません。（以下、保有義務期間という。）
- ・ 補助金の交付を受けた方は、取得財産等について、センターが定める様式に記載し、印刷後「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）」を備え、管理するとともに、実績報告時にセンターに提出しなくてはなりません。なお、特例措置による交付申請の場合は、申請時にセンターに提出しなくてはなりません。
- ・ 処分を制限する期間および保有義務期間内に取得財産等の保有が困難になりやむを得ず処分を行なう場合には、事前にセンターへ「財産処分承認申請書（様式V13）」または「取得財産等届出書（様式V12）」を提出しなくてはなりません。（「財産処分承認申請書（様式V13）」または「取得財産等届出書（様式V12）」のどちらを提出するかは、処分する取得財産等の内容や処分の目的などにより異なりますので、センターの指示に従ってください。）
- ・ 財産処分承認申請書を提出された場合は、センターの承認を得た上で処分をすることができます。センターが財産処分承認申請書の内容や処分の目的を勘案し、交付された補助金の全部または一部の返還を申請者に求めることがあります。

取得財産等の管理の詳細については、（添付1）「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金管理規程」を参照してください。

(添付 1)

((経産省事業) 業務実施細則 別表 4)

((環境省事業) 業務実施細則 別表 5)

令和 2 年度第 3 次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び 令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、外部給電器及びV2H充放電設備（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減並びに災害時の電気自動車等の外部給電機能の活用促進によるレジリンスの向上に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、業務実施細則に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、業務実施細則に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部についてセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

2. 申請の前提条件と要件

2-1. 申請の前提条件

補助金交付申請の前に、以下の内容を十分確認の上申請を行ってください。

- (1) 申請者は、V2H充放電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件および工事スケジュールを確認の上、日程を計画してください。
- (4) 電気自動車・ハイブリッド自動車等の車両1台の購入に併せ、V2H充放電設備1基を導入する申請が「1つの申請」となります。また、外部給電器も同時に導入する場合は、車両1台、V2H充放電設備1基、外部給電器1台での申請が「1つの申請」となります。
- (5) V2H充放電設備の設置場所は、原則、車両の自動車検査証に記載のある使用の本拠の位置と同一であること。引越等により使用の本拠の位置とV2H充放電設備の設置場所が異なる場合は、別途同一であることを証する書類の提出が必要です。
- (6) V2H充放電設備の設置場所は、既存の駐車スペースがある場合はそのスペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (7) V2H充放電設備は、駐車スペース1台分につき、一基設置することを条件とします。
- (8) 駐車スペースは充放電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。駐車スペースの目安は幅2.5m、奥行き5mとします。
- (9) 補助対象となるV2H充放電設備は、V2H充放電設備メーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認したV2H充放電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「銘柄ごとの補助金交付額」（補助対象V2H充放電設備一覧表）が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください）
- (10) 補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目が対象になります。
- (11) 申請者は、V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の使用権限を有する必要があります。
- (12) マンション等に設置する場合は、受電および給電は住戸内の配電盤、分電盤等であること。
- (13) V2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置している同一住居内もしくは住戸内で使用すること。
- (14) V2H充放電設備等設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますのでセンターへ報告してください。
- (15) 個人事業主が個人として申請する場合、V2H充放電設備のすべての設置工事を申請者自身が行なわないこと。

ただし、特例措置による申請の場合は、(1)～(3)は該当しません。

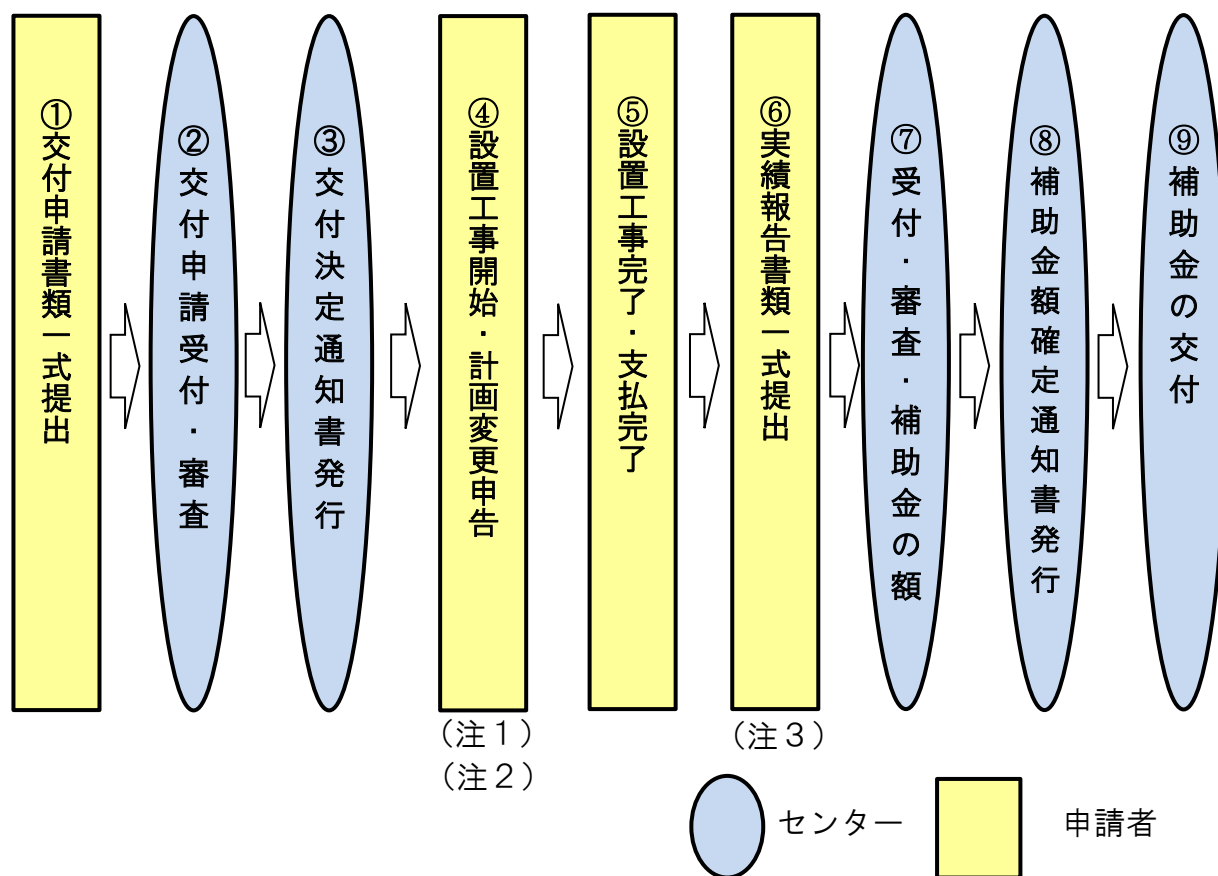
2-2.申請の要件

補助金交付を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 「1つの申請」ごとに申請していること。
 - (2) 国の他の補助金と重複していない申請であること。
(地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください)
 - (3) V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の所有者でない場合、それぞれの使用権限を有していることを確認するため、所有者がV2H充放電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
 - (4) 申請者が、交付規程の「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
 - (5) 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - ・ 契約若しくは委託し、または共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ・ 契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託または共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難または不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ・ センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ・ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託または共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
 - (6) V2H充放電設備およびその設置工事をリースにより使用する目的で取得する場合は、リースの使用者が申請者となる。
 - (7) V2H充放電設備は「新品」で購入されるV2H充放電設備であること。
 - (8) V2H充放電設備の発注は交付決定通知書発行日以降であること。
 - (9) 設置工事の施工開始日および支払いは、交付決定通知書発行日以降であること。
 - (10) V2H充放電設備の設置およびその支払を完了もしくは支払い手続きの完了をし、実績報告期限日(令和4年1月31日(月)(**必着**))までに実績の報告をすること。
 - (11) 設置したV2H充放電設備(取得価格が単価50万円以上の小屋等の付帯設備を含む)は保有義務期間5年を満了できること。
 - (12) 補助対象経費の支払方法は、他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)を利用した支払い等ではないこと。
 - (13) 申請者は、申請するV2H充放電設備の設置に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時等に、申請するV2H充放電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。
 - (14) センターからV2H充放電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。
 - (15) 補助金を受けて設置したV2H充放電設備は、法令を遵守し継続的に管理し、補助金交付の目的に沿って運用を図る必要があります。
- ただし、特例措置による申請の場合は、(8)～(10)は該当しません。

3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項

3-1. 補助事業の流れ



「1つの申請」ごとに申請書の記入および必要書類をそろえて提出をしてください。

注1：V2H充放電設備の発注および設置工事の施工開始は交付決定通知書発行日以降に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、V2H充放電設備の搬入やV2H充放電設備等設置の基礎工事などの準備やV2H充放電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始をいいます。

注2：交付決定通知書発行日以降に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告する必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「9-3. 計画変更」を参照してください。

注3：実績報告の提出期限は令和4年1月31日(月)(**必着**)となります。実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和4年1月31日の期限間際ではなく、工事完了または支払い完了もしくは支払い手続きの完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。ただし、外部給電器・V2H充放電設備の両方を申請している場合は、両方の実績報告を同時に提出する必要があるため、いずれか遅い方の期日までに提出してください。

3-2. 交付申請

- ・申請される方は、交付申請に必要な様式を「参考1. 様式一覧」からコピーもしくは、センターHPからダウンロードをしてください。
- ・必要事項を記入した様式の原本と必要書類を郵送で提出してください。（詳しくは、「5. 交付申請書の提出」を参照してください）

3-3. 「交付申請書（様式1）」の提出期間

令和3年3月26日（金）～令和3年9月30日（木）（**必着**）

上記、提出期限までにセンターに到着した「交付申請書（様式1）」が有効です。（消印有効ではありません）

なお、申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、「交付申請書（様式1）」の提出期間中であっても受付を終了します。その場合は、センターのホームページ上で告知します。

※特例措置による申請の場合は、提出期間が異なりますので、「7. 特例措置による補助金申請から交付までのプロセスと基本事項」を参照してください。

3-4. 交付申請書および実績報告書類の送付先

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和2年度補正CEV補助金受付窓口 申請書係

- ・「交付申請書（様式1）」もしくは「実績報告書（様式18）」と必要書類を、A4サイズが入る角形2号封筒に封入して上記の宛先へ送付してください。
- ・必要な書類以外は、同封しないでください。
誤って同封された書類は、センターにて破棄します。
- ・郵便または宅急便でセンター宛に送付してください。センターへ書類を持ち込まれても受取りません。
- ・提出書類は、印刷が鮮明であるものに限りませす。
- ・提出された書類は返却できません。必ず控え（コピー）を取り保管してください。

3-5. 「交付申請書（様式 1）」の受付等

- ・「交付申請書（様式 1）」が到着した場合は、所定の申請書および提出書類の記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書が所定の様式でない、もしくは申請の要件を満たしていない場合等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・不足および一部の必要書類に不備がある、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで審査されません。
- ・センターからの指示に従わず、センターが定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は受付不可となることがあります。

3-6. 交付申請のV2H充放電設備導入における審査等

- ・受付された交付申請は、記載内容や提出された書類をもとにセンターが審査を行い交付額の算出をします。
- ・必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-7. 交付決定通知書発行

- ・V2H充放電設備導入の審査の結果、「1つの申請」ごとに交付が決定した申請者に通知します。
- ・交付決定までの期間は、受付日から1～2ヶ月程度を目途とします。
ただし、申請が集中した場合はさらにかかることもあります。
- ・審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、その条件を履行する必要があります。

3-8. V2H充放電設備の発注および設置工事の施工開始

- ・交付決定通知書発行日以降にV2H充放電設備の発注およびV2H充放電設備の工事の施工開始をしてください。
- ・設置工事の施工開始とは、V2H充放電設備の搬入やV2H充放電設備等設置の基礎工事などの準備やV2H充放電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-9.計画変更の申告

- ・原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・申請者は、交付決定通知書発行日以降に、交付決定内容を変更する場合は、「計画変更申告書（様式V22）」をセンターへ提出する必要があります。
- ・計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
- ・補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないように、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・詳しくは、「9-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-10.V2H充放電設備導入に係る計画変更書類の送付先

交付申請書および実績報告書の送付先と異なります。ご注意ください。

〒103-0027

東京都中央区日本橋1-16-3日本橋木村ビル9階
一般社団法人次世代自動車振興センター 次世代自動車部 宛
「令和2年度補正CEV補助金 計画変更 在中」

- ・様式と必要書類を、A4サイズが入る角形2号封筒に封入して上記の宛先へ送付してください。
- ・必要な書類以外は、同封しないでください。
誤って同封された書類は、センターにて破棄します。
- ・郵便または宅急便でセンター宛に送付してください。センターへ書類を持ち込まれても受取りません。
- ・提出書類は、印刷が鮮明であるものに限りませす。
- ・提出された書類は返却できません。必ず控え（コピー）を取り保管してください。

3-11.V2H充放電設備設置工事の完了・支払の完了

- ・設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、V2H充放電設備が稼働できる状態である事をいいます。
- ・支払の完了とは、V2H充放電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。
- ・リース契約、クレジット契約またはローン契約の場合は、契約の締結をもって支払いの完了とみなします。

3-1 2.V 2 H 充放電設備導入の実績報告

- ・実績報告に必要な様式を「参考1. 様式一覧」からコピーもしくは、センターHPからダウンロードしてください。
- ・必要事項を記入した様式の原本と必要書類を郵送で提出してください。
(詳しくは、「6. 実績報告の提出」を参照してください)

3-1 3.実績報告期限

- ・実績の報告期限は、令和4年1月31日(月) (**必着**) です。
- ・補助金の交付を受けるためには、上記、提出期限までにV 2 H 充放電設備の設置工事を完了し、全ての支払を完了もしくは支払い手続きの完了させ、実績の報告をすることが必要です。
- ・期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

3-1 4.V 2 H 充放電設備導入の審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われている等を満たしていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-1 5.補助金額確定通知書発行

- ・「3-1 4. V 2 H 充放電設備導入の審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認められる場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。
- ・「1つの申請」ごとに「補助金の額の確定通知書」を送付します。

3-1 6.補助金の交付

- ・実績報告で提出された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。

4. 補助金交付額

4-1.V2H充放電設備の補助金交付額

- ・V2H充放電設備の購入費に対する補助金の交付額は、下記「銘柄ごとの補助金交付額」のとおりです。

随時更新していますので、最新情報はセンターHPをご覧ください。

「銘柄ごとの補助金交付額」（業務実施細則 別表1 抜粋） 2021年3月26日時点

メーカー名	型式	補助金 交付額 (千円)	参考		
			センター承認 本体価格(円)	定価(円)※	補助 率
アイケイエス	S06JP010V	750	1,900,000	オープン価格	1/2
	S06JP020V	750	1,500,000	オープン価格	1/2
	T10JP010V	750	2,300,000	オープン価格	1/2
GSユアサ	VOX-10-T3-D	750	2,500,000	オープン価格	1/2
椿本チエイン	TPS10	700	1,400,000	オープン価格	1/2
	TPS10-A	700	1,400,000	オープン価格	1/2
	TPS10-A-B01	750	1,650,000	オープン価格	1/2
デンソー	DNEVC-D6075	550	1,100,000	オープン価格	1/2
東光高岳	CFD1-B-V2H1	375	750,000	オープン価格	1/2
ニチコン	ESS-V1	550	1,100,000	1,100,000	1/2
	ESS-V1S	550	1,100,000	1,100,000	1/2
	VCG-666CN7	399	798,000	798,000	1/2
	VCG-663CN3	199	398,000	398,000	1/2
	VCG-663CN7	224	448,000	448,000	1/2

1 基当たりの補助金交付上限額: 750千円

※定価はメーカー希望小売価格
(消費税は含まない)

4-2.V2H充放電設備等設置工事の補助交付上限額および工事項目別補助額

V2H充放電設備設置工事の補助金交付上限額および工事項目別補助額（固定額）は下記のとおりです。

・V2H充放電設備設置工事の補助金交付上限額

V2H充放電設備設置工事の補助金交付上限額	400,000円
-----------------------	----------

・工事項目別補助額（固定額）

No	工事項目	基礎工事なし アンカー固定のみ (Aタイプ)	基礎が簡易ブロック 2列(Bタイプ)	基礎が簡易ブロック クフラットタイプ (Cタイプ)	基礎が現場打ち (Dタイプ)
1	基礎工事	3,200円	6,000円	20,000円	82,963円
2	据付工事	51,000円			
3	本体搬入費	10,000円			
4	電気配線工事	44,085円			
5	配管工事	17,925円			
6	ブレーカー設置工事	12,819円			
7	切替開閉器設置工事	25,974円			
8	開閉器盤設置工事	15,211円			
9	雑材・消耗品、養生費	8,510円	8,650円	9,350円	12,498円
10	レイアウト検討費	27,820円			
11	電力会社協議費	12,750円			
12	小屋設置工事	63,000円			
13	離島への運搬費	30,000円			
14	図面作成費	1種類につき5,000円(最大4種類20,000円)			

4-3.V2H充放電設備等設置工事の補助金交付額

設置工事費に対する補助金交付額は、工事申告書_交付申請（様式V19）、工事の見積書（内訳書含む）および要部写真（様式V11）を審査し、以下のとおり算定します。

実績報告についても同様に工事申告書_実績報告（様式V20）、工事の請求書（内訳書含む）および要部写真（様式V11）について審査を行い、補助金の交付額を算定します。

特例措置による申請についても同様に、工事申告書_特例措置による申請（様式V21）、工事の請求書（内訳書含む）および要部写真（様式V11）について審査し、以下のとおり算定します。

以下の①、②、③の内、いずれか低い額を補助金交付額（千円未満は切捨て）とします。

- ①工事申告書の「ア.工事項目別補助額の合計」について審査した額
- ②工事申告書の「イ.補助対象工事費」について審査した額
- ③補助金交付上限額

※実績報告で補助対象経費が増加した場合でも、交付申請時に算定した補助金交付額（交付決定額）を超えることはありません。

4-4.V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説

原則として、センターが承認したV2H充放電設備の定格入出力等、性能を担保する工事を行うことが必要です。また、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

なお、工事項目によっては要件がありますので「4-5.V2H充放電設備等設置工事の要件」を確認してください。

補助対象とならない主な工事については「4-6.補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に記載しておりますので併せて確認してください。

表：工事内容の解説

表内の『工事申告書』とは様式 V19、様式 V20 および様式 V21 を示す

工事 No/ 工事項目	対象となる工事内容、費用および 工事申告書の記入と計上先	補助対象とならない 工事（例）
No. 1 基礎工事	<p>V 2 H 充放電設備を据付けるために必要な基礎工事</p> <p>●基礎工事にかかる材料費、労務費 （アンカー固定、簡易ブロック 2 列、簡易ブロックフラットタイプ、コンクリート基礎現場打ち）</p> <p>※小屋の基礎が V 2 H 充放電設備と一体型（同じ基礎）の場合は、この項目に小屋の基礎工事に係る費用を計上してください。</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 1 を有 ・工事項目 No. 1, 2 に費用を計上 ・基礎種類 <p>基礎なし、アンカー固定のみは「A」にチェック 簡易ブロック 2 列は「B」にチェック 簡易ブロックフラットタイプは「C」にチェック 現場打ちコンクリートは「D」にチェック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ V 2 H 充放電設備等の基礎コンクリート強度試験
No. 2 据付工事	<p>V 2 H 充放電設備の据付工事</p> <p>●据付にかかる労務費 （V 2 H 充放電設備本体の設定など含む）</p> <p>●V 2 H 充放電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む）</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 2 を有 ・工事項目 No. 1, 2 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車のレンタル費
No. 3 本体搬入費	<p>V 2 H 充放電設備の搬入費用</p> <p>●設置場所までの搬入費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 3 を有 ・費用は工事項目 No. 3 に計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬

工事 No/ 工事項目	対象となる工事内容、費用および 工事申告書の記入と計上先	補助対象とならない 工事（例）
No. 4 電気配線工事	<p>V 2 H 充放電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事</p> <p>● V 2 H 充放電設備回路を構成するケーブル、アース線（幹線含む）の部材費、労務費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 4 を有 ・工事項目 No. 4～8 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ V 2 H 充放電設備以外の回路を含む幹線 ・将来用の配線 ・付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル
No. 5 配管工事	<p>電気配線工事のケーブル、アース線の保護に必要な配管工事の申告</p> <p>●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 5 を有 ・工事項目 No. 4～8 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来用の配管部材等
No. 6 ブレーカー設置工事	<p>V 2 H 充放電設備回路を保護するために必要なブレーカー設置工事</p> <p>●ブレーカーの設置にかかる部材費、労務費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 6 を有 ・工事項目 No. 4～8 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ V 2 H 充放電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー
No. 7 切替開閉器設置工事	<p>自立運転時などに必要な切替開閉器の設置工事</p> <p>●切替開閉器の部材費、労務費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 7 を有 ・工事項目 No. 4～8 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ V 2 H 充放電設備以外の機器のための切替開閉器

工事 No/ 工事項目	対象となる工事内容、費用および 工事申告書の記入と計上先	補助対象とならない 工事（例）
No. 8 開閉器盤設置工 事	<p>ブレーカー・切替開閉器を収納するための盤の設置工事</p> <p>原則、V2H充放電設備等専用。ただし、センターが合理的かつ経済的な工事と判断した場合はこの限りでない。</p> <p>●設置にかかる材費、労務費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 8 を有 ・工事項目 No. 4～8 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過大なサイズの開閉器盤
No. 9 雑材・消耗品、 養生費	<ul style="list-style-type: none"> ●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用 <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 9 を有 ・工事項目 No. 9 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通運搬費や廃材処分費
No. 10 レイアウト検討 費	<ul style="list-style-type: none"> ●設置場所へのV2H充放電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 10 を有 ・工事項目 No. 10 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費、諸経費等にかかる費用
No. 11 電力会社協議費	<ul style="list-style-type: none"> ●電力会社との協議にかかる費用 <p>V2Hの設置に際し、電力会社への申請から承諾までの協議を工事施工会社が行う費用</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 11 を有 ・工事項目 No. 11 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者自身が電力会社と協議を行う費用

工事 No/ 工事項目	対象となる工事内容、費用および 工事申告書の記入と計上先	補助対象とならない 工事（例）
No. 12 小屋設置工事	<p>V 2 H 充放電設備を豪雪・火山灰等から保護する小屋の設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 <p>なお、小屋設置工事を申請する場合は、小屋の仕様および価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等）のコピーを提出が必要となります。</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 12 を有 ・工事項目 No. 12 に費用を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小屋内部に設置されるヒーター等の備品
No. 13 離島への運搬費	<p>国土交通省が定める、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の 5 島を除く島への運搬費</p> <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 13 を該当 ・工事項目 No. 3 に費用を計上 	—
No. 14 図面作成費	<ul style="list-style-type: none"> ●見積や施工時に図面が必要となった場合の図面作成費用 <p>対象となる図面の種類は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所見取図 ・ 平面図 ・ 電気系統図 ・ 配線ルート図 <p>【工事申告書の記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事項目 No. 14 を有、種類数を記入 ・工事項目 No. 14 に費用を計上 <p>※交付申請で提出した図面は実績報告で完成図として提出が必要となります。なお、実績報告で完成図面の提出がない場合は補助対象外となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記以外の図面作成費

4-5.V2H充放電設備等設置工事の要件

V2H充放電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1) 基礎・据付工事

- ・ V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するV2H充放電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

(2) 電気配線工事

- ・ V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしていること。

(3) ブレーカー・切替開閉器設置工事

- ・ V2H充放電設備本体等の性能を担保するブレーカー・切替開閉器を設置すること。

(4) 小屋設置工事

- ・ 小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・ 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。

4-6.補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・ 屋根、防護用部材、電灯設置に伴う材料費および設置労務費
- ・ 太陽光発電システム（パネル等）の機器、部材、材料費および設置労務費
- ・ V2H充放電設備以外の他用途に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告されたV2H充放電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ V2H充放電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ V2H充放電設備等の電力量を測定するメーター等の費用
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 区画貫通およびレントゲン撮影等にかかる費用
- ・ 既設V2H充放電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更してV2H充放電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・ 交通費、保険費、福利厚生費
- ・ 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・ 除雪費
等

5. 交付申請書の提出

5-1.申請に必要な様式

V2H充放電設備導入の申請をする場合は、「交付申請書（様式1）」の他に「工事申告書_交付申請^(注1)（様式V19）」、「要部写真（様式V11）」の提出が必要です。「参考1.様式一覧」からコピーもしくは、センターHPからダウンロードしてください。

（次世代自動車振興センターHP <http://www.cev-pc.or.jp/>）

注1：工事の申告においては、工事施工会社に記入を依頼することができます。

5-2.V2H充放電設備の導入における提出書類

V2H充放電設備導入にあたり提出が必要な書類と申請内容に応じて提出が必要となる書類があります。

書類の作成は、センターのHP「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【申請に必要な書類】

5-3：「交付申請書（様式1）」

5-4：V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）のコピー

5-5：V2H充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）のコピー

5-6：工事申告書_交付申請（様式V19）

5-7：要部写真（様式V11）

【申請の内容に応じて必要な書類】

5-8：設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図

5-9：小屋設置工事を申請する場合

5-10：申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合
（土地・施設の利用に関する許諾書等）

5-11：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する場合

5-12：住民総会での決議を証する書類のコピーまたは、理事会で合意されたことを証する書類のコピー（分譲マンション等の場合）

5-3. 「交付申請書（様式 1）」

「1つの申請」となるように、車両の他、V2H充放電設備導入に係る項目に記入が必要です。

- ・ V2H充放電設備の設置場所および設置計画、申請額について記入が必要です。
- ・ 記入するにあたり、申請するV2H充放電設備の補助金交付額をセンターHPにて確認してください。
- ・ 見積書および工事申告書_交付申請（様式V19）を基に、記入をしてください。

5-4. V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）のコー

- ・ V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書（V2H充放電設備販売会社の押印があるもの）を提出してください。
- ・ V2H充放電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書にV2H充放電設備の見積が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・ 作成日の記載

《発行者》

- ・ V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）
ただし、リース契約の場合はリース会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・ 設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《有効期限》

- ・ 申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・ 認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ V2H充放電設備をリース契約により使用する場合は、リース見積書（リース会社の名称、押印があるもの）を提出してください。
- ・ リース会社発行の見積書内訳がない場合は、V2H充放電設備販売会社がリース会社宛てに発行した見積書を提出してください。
- ・ センターは提出された見積書をもとに審査を行います。V2H充放電設備の型式および販売会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。（取下げについては、「9-1. 申請取下げ」を参照してください）
- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・ 他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認めておりません。

5-5.V 2 H 充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）のコピー

- ・申請者宛のV 2 H 充放電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む）の見積書（工事施工会社の押印があるもの）を提出してください。
- ・申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の必須項目が記載された見積書の提出を求めます。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事にともないV 2 H 充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV 2 H 充放電設備等設置工事のみにかかる見積書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・作成日の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

ただし、リース契約の場合はリース会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《有効期限》

- ・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

- ・V 2 H 充放電設備設置工事をリース契約により使用する場合は、リース見積書（リース会社の名称、押印があるもの）を提出してください。
- ・リース会社発行の見積書内訳がない場合は、工事施工会社がリース会社宛てに発行した見積書の内訳を提出してください。
- ・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。工事内容および工事施工会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。
- ・「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしませんが。
- ・他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認めておりません。

5-6.工事申告書_交付申請（様式 V19）

- ・ 工事施工会社が発行した全ての見積書を参照し、補助対象経費の工事項目が含まれている場合には「有」と記入し、該当工事金額を記入してください。
- ・ 見積書の総額（税抜き）と補助対象外の工事金額の合計をそれぞれ記入してください。
- ・ 該当工事金額の合計を補助対象工事費に記入してください。

なお、対象となる工事項目については、「4-4. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を確認してください。

5-7.要部写真（様式 V11）

- ・ 下記に示す要部写真を提出してください。

【提出が必要な写真】

《建屋の全景と駐車場スペースがわかる写真》

- ・ 建屋の全景と駐車場スペースの位置が確認できること

《駐車スペースの全景》

- ・ 工事施工前の駐車スペース全景（駐車場全体）が確認できること

《V2H充放電設備本体の設置予定場所》

- ・ 工事施工前のV2H充放電設備本体の設置予定場所が確認できること

- ・ 工事の計画を確認するために求めるものです。
- ・ 施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。
- ・ インターネット等で取得した写真の提出は認めません。
- ・ 撮影した写真は、要部写真（様式 V11）の該当箇所に写真を貼付けて提出してください。

※実績報告時には補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真の提出が必要となります。

- ・ 「5-13. 要部写真の提出資料」「6-12. 要部写真」は申請前、工事前に必ず確認してください。
- ・ 工事中に撮影が必要な写真もありますので留意してください。

5-8.設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図

- ・見積や施工時に必要に応じて作成された「設置場所見取図」、「平面図」、「電気系統図」、「配線ルート図」は補助対象経費となります。
- ・図面ごとに記載する内容が異なりますので、次項以降の内容を確認し作成してください。
- ・交付申請時に補助対象経費として申請した場合、実績報告時に当該図面の完成図面の提出が必要です。どちらか一方のみの申請では、補助対象経費となりません。
また、4種類全ての図面を提出する必要はありません。必要に応じて作成される図面のみに申請可能です。

5-8-1. 設置場所見取図

下記に示す項目を記載した図面を「設置場所見取図」として作成の上、提出してください。V2H充放電設備を設置する場所（施設・建物）、接する道路や付近の主たる施設等との関係を確認するために求めるものです。施設全体の敷地形状が確認できる図面にV2H充放電設備を設置する場所の位置関係を示してください。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

【記載の項目】

《図面名称》

- ・「設置場所見取図」との記載（不備事例：設置見取図、設置場所図等）

《基本情報》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）、作成者名、縮尺（縮尺サイズの指定なし）、作成日の記載

《敷地の全体図》

- ・施設全体の敷地形状の記載

《充放電スペース》

- ・充放電スペース場所の記載

《施設の入口》

- ・道路からV2H充放電設備設置場所への入口の記載

5-8-2. 平面図

下記に示す項目を記載した図面を「平面図」として作成の上、提出してください。

レイアウトを確認するために求めるものです。

図面には、V2H充放電設備、付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。なお、申告の有無にかかわらず付帯設備を設置する場合、記載は必須になります。

【記載の項目】

《図面名称》

- ・「平面図」との記載（不備事例：レイアウト図、詳細図等）

《基本情報》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）、作成者名、縮尺（1/100以上）、作成日の記載

《駐車スペース》

- ・駐車スペース場所の記載
- ・幅、奥行き寸法の記載

《V2H充放電設備設置場所の位置》

- ・駐車スペースとV2H充放電設備の位置関係寸法の記載

《V2H充放電設備の基礎》

- ・V2H充放電設備を設置する基礎寸法（たて、よこ、高さ）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《小屋》

- ・小屋本体寸法、V2H充放電設備との位置関係寸法を記載
- ・基礎サイズ（寸法）、V2H充放電設備のメンテナンススペース寸法を記載

5-8-3. 電気系統図

下記に示す項目を記載した図面を「電気系統図」として作成の上、提出してください。

V2H充放電回路を確認するために求めるものです。

改修・交換もしくは新設される分電盤（受電盤）とV2H充放電設備が配線で結合されていることを示してください。

V2H充放電回路で使用する開閉器盤などは収納されるブレーカー・切替開閉器等の接続がわかるよう単線で記載してください。また、切替開閉器は通常時に使用する接点（常閉）がわかるように記載してください。なお、既存の分電盤等を改修する場合は、改修前・改修後がわかるよう記載してください。

【記載の項目】

《図面名称》

- ・「電気系統図」との記載（不備事例：配線系統図、電気配線図等）

《基本情報》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）、作成者名、作成日の記載

《V2H充放電設備の仕様》

- ・メーカー名、型式の記載

《配電方法》

- ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V）の記載

《電源元の仕様》

- ・分電盤等の記載

《ブレーカー・切替開閉器の仕様》

- ・仕様（例：ELB2P2E）容量（例：20AF/20AT）の記載
- ・交換の場合は、その前後が分かるように記載

《配線の仕様》

- ・ブレーカーからV2H充放電設備までの配線の記載（充電時）
- ・V2H充放電設備から負荷ブレーカーまでの配線の記載（放電時）
- ・配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載

《接地極の仕様》

- ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed等）アース線（例：1V5.5sq）の記載

5-8-4. 配線ルート図

下記に示す項目を記載した図面を「配線ルート図」として作成の上、提出してください。
配線・配管の経路、長さおよび仕様（アース線を含む）、配線方法（埋設、露出、架空等）を示してください。

【記載の項目】

《図面名称》

- ・「配線ルート図」との記載（不備事例：配線図、配線系統図等）

《基本情報》

- ・設置場所が特定できる記載（〇〇邸）、作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日の記載

《充放電スペース》

- ・充放電スペース場所の記載

《V2H充放電設備設置場所》

- ・V2H充放電設備設置場所の記載

《配線ルート》

- ・電源元からV2H充放電設備本体までのルートの記載（充電時）
- ・V2H充放電設備から負荷（ブレーカー、盤）までのルートの記載（放電時）

《配線の種類・長さ・ルート等》

- ・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・配線方法（架空・露出・埋設）の記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《電源元の位置》

- ・電源元である分電盤等の設置位置の記載
- ・位置関係が確認できる寸法の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《配管材の種類・長さ・ルート等》

- ・配管材の種類（例：FEP30・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

5-9.小屋設置工事を申請する場合

(メーカー名、型式、価格の記載がある資料)

小屋設置工事を申請する場合は、小屋の仕様および価格(定価)を証する書類(メーカーのカタログ等)のコピーを提出してください。

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・設置する小屋のメーカー名の記載

《型式》

- ・見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・本体の価格(定価)の記載

5-10.申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合

(土地・施設の利用に関する許諾書等)

申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合、設置場所の土地・給電対象施設の利用に関する許諾およびV2H充放電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地・給電対象施設所有者から得る必要があります。土地・給電対象施設の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

- ・賃借人名の記載

《賃貸人》

- ・賃貸人名の記載(押印必須)

《設置場所住所》

- ・設置場所住所(使用の本拠の位置)であることの記載

《許諾》

- ・V2H充放電設備設置を許諾していることの記載

《期間》

- ・V2H充放電設備の設置を設置完了から保有義務期間(5年間)以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・令和2年12月21日以降である日付の記載

5-1 1.申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

- (1) 申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。また、交付申請後、手続代行者を申請することはできません。
- (2) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、「交付申請書（様式 1）」の手続代行者に関する事項に記入し提出してください。
- (3) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。
- (4) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (5) 手続代行者の申請がある場合、書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、申請者および手続代行者に連絡します。手続代行者の申請がない場合は、申請者に連絡します。手続代行者と確認の連絡が取れない場合は、交付申請および実績報告の受付、交付決定や補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。
- (6) 実質的に代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、「交付申請書（様式 1）」への記入がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請者または手続代行者以外の方への連絡や説明はできません。
- (7) センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。
- (8) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。
- (9) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

5-1 2.住民総会での決議を証する書類のコピーまたは、理事会で合意されたことを証する書類のコピー（分譲マンション等の場合）

（１）住民総会でV2H充放電設備を設置することを住民が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）のコピーを提出してください。

【記載の必須項目：住民総会の議事録等】

《作成日》

- ・住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・住民総会が開催された日付の記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○マンション △△号室）

《V2H充放電設備設置の承認》

- ・V2H充放電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

（２）住民総会の開催が間に合わない場合、理事会でV2H充放電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目：理事会の議事録等】

《作成日》

- ・理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・理事会が開催された日付の記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○マンション △△号室）

《V2H充放電設備設置の承認》

- ・V2H充放電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

- ・住民総会の開催予定日の記載

（３）新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・販売事業者名の記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○マンション △△号室）

《発足日》

- ・管理組合の発足日の記載

5-13.要部写真の提出資料

- ・実績報告では**施工中**に撮影が必要な撮影項目もありますので、申請前や施工前に撮影時期や撮影個所の説明等を確認してください。
- ・凡例 ○…必須
△…工事申告書_実績報告（様式 V20）または、工事申告書_特例措置による申請（様式 V21）で工事項目を「有」とした場合は必須。
- ・下表中の V2H とは V2H 充放電設備の略称。
- ・写真 No. 10 の基礎工事の型枠については工事申告書_実績報告（様式 V20）または、工事申告書_特例措置による申請（様式 V21）の基礎種類を「D」と選択した場合に提出が必要で、撮影時期が**施工中**となりますので十分注意してください。

写真No	撮影項目	提出条件	撮影時期	提出時期		特例措置による申請の場合	撮影箇所の説明・留意点
				交付申請	実績報告		
1	建屋全景	提出必須	施工前	○	—	○※1	・建屋全景と駐車スペースが確認できること。
2	駐車スペース全景（施工前）	提出必須 ※ただし、特例措置による申請の場合は不要	施工前	○	—	—	・駐車スペース全景が確認できること。車や障害物が無い状態で撮影してください。
3	V2H設置予定場所	提出必須 ※ただし、特例措置による申請の場合は不要	施工前	○	—	—	・V2H設置予定場所の写真。V2H全体が収まる距離、車や障害物が無い状態で撮影してください。
4	駐車スペース全景（施工後）	提出必須	施工後	—	○	○	・駐車スペース全景及びV2Hが確認できること。 ※1枚の写真でV2Hが確認できない場合：駐車スペースの一部とV2Hが確認できるものを1枚提出してください。
5	V2H設置場所	提出必須	施工後	—	○	○	・設置したV2Hの全体が確認できること。基礎部分も収まるように撮影してください。
6	V2H銘板	提出必須	施工後	—	○	○	・V2Hの銘板の記載内容（メーカー・型式・製造番号等）が確認できること。鮮明なものを提出してください。
7	V2H充電確認	提出必須	施工後	—	○	○	・V2Hが稼働していることがわかるスイッチランプなどの写真。 ※充電時の稼働状況を表示しているモニターなどの画面でも可。ただし、スマートフォンのスクリーンショットは不可。
8	V2H放電・自立運転確認	提出必須	施工後	—	○	○	・V2Hが放電・自立運転していることがわかるスイッチランプなどの写真。 ※放電時の稼働状況を表示しているモニターなどの画面でも可。ただし、スマートフォンのスクリーンショットは不可。
9	基礎工事	提出必須	施工後	—	○	○	・工事完了した基礎部分がわかる写真。
10	基礎工事の型枠	基礎種類の選択でDの『現場打ち コンクリート』を選択した場合	施工中	—	△	△	・現場打ち基礎の場合、施工途中の型枠写真。型枠の全体が収まるように上から撮影してください。
11	ブレーカー	ブレーカー設置工事を申告した場合	施工後	—	△	△	・V2H専用回路のブレーカーを単独で撮影し、ブレーカー全体および、容量(A)の確認ができること。 ※特例措置の申請の場合で、容量(A)の確認ができる写真の撮影が不可能な場合は要部写真のコメント欄に容量を記載ください。
12	切替開閉器	切替開閉器設置工事を申告した場合	施工後	—	△	△	・切替開閉器の全体および、容量(A)の確認ができること。 ※特例措置の申請の場合で、容量(A)の確認ができる写真の撮影が不可能な場合は要部写真のコメント欄に容量を記載ください。
13	開閉器盤の内観	開閉器盤設置工事を申告した場合	施工後	—	△	△	・開閉器盤の全体が確認できるもの。カバーを開けた状態で撮影してください。
14	小屋の外観	小屋設置工事を申告した場合	施工後	—	△	△	・小屋の正面から全体が確認できること。扉を閉めた状態で撮影してください。
15	小屋の内観	小屋設置工事を申告した場合	施工後	—	△	△	・小屋の内部が確認できること。扉を開けた状態で撮影してください。

※1：特例措置による申請の場合は施工前、施工後のどちらでも可

6. 実績報告の提出

補助金の交付を受けるためには、令和4年1月31日(月)(必着)までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了もしくは支払い手続きを完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。

実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和4年1月31日の期限間際ではなく、工事完了または支払い完了もしくは支払い手続き完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

ただし、外部給電器・V2H充放電設備の両方を申請している場合は、両方の実績報告を同時に提出する必要があるため、いずれか遅い方の期日までに提出してください。

6-1. 実績の報告に必要な様式

V2H充放電設備導入の実績報告をする場合は、「実績報告書(様式18)」の他に「工事申告書_実績報告^(注1)(様式V20)」および「V2H充放電設備等設置工事完了報告書(様式V07)」「要部写真(様式V11)」「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)」の提出が必要です。「参考資料1. 様式一覧」からコピーもしくは、センターHPからダウンロードしてください。

報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。(次世代自動車振興センターHP <http://www.cev-pc.or.jp/>)

注1：工事の申告においては、工事施工会社に記入を依頼することができます。

6-2.V2H充放電設備の導入における提出書類

V2H充放電設備導入にあたり提出が必要な書類と申請内容に応じて提出が必要となる書類があります。

書類の作成は、センターのHP「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【報告に必要な書類】

- 6-3：実績報告書（様式18）
- 6-4：V2H充放電設備本体の発注書のコピー
- 6-5：V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー
- 6-6：V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー
- 6-7：V2H充放電設備本体の保証書のコピー
- 6-8：工事費の請求書（内訳書含む）のコピー
- 6-9：工事費の支払を証する領収書のコピー
- 6-10：V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）
- 6-11：工事申告書_実績報告（様式V20）
- 6-12：要部写真（様式V11）
- 6-13：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）

【報告の内容に応じて必要な書類】

- 6-14：完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図
- 6-15：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類
- 6-16：リース契約に基づく報告の場合

6-3.「実績報告書（様式18）」

「1つの申請」となるように、V2H充放電設備導入に係る項目に記入の他に外部給電器の導入がある際は同時に報告が必要です。

- ・V2H充放電設備設置の工事日程等を記入してください。
- ・請求書および工事申告書_実績報告（様式V20）を元に、記入をしてください。

6-4.V2H充放電設備本体の発注書のコピー

- ・申請者（発注者）が交付決定通知書発行日以降に発注したV2H充放電設備の発注書のコピーを提出してください。
- ・V2H充放電設備および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請者名の記載（押印必須）

《発注日》

- ・交付決定通知書発行日以降である日付の記載

《発注先》

- ・見積書と同一の販売会社名であることの記載
ただし、リース契約の場合はリース会社名であることの記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《V2H充放電設備》

- ・発注したメーカー名、型式、基数の記載

- ・V2H充放電設備をリース契約により使用する場合は、リース会社にV2H充放電設備の発注をした際の発注書を提出してください。

6-5.V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー

V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書（V2H充放電設備販売会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。

V2H充放電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書にV2H充放電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

【記載の必須項目：リース契約の場合】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・リース会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・リース会社発行の請求内訳書がない場合は、V2H充放電設備販売会社がリース会社宛てに発行した請求書の内訳を提出してください。

【記載の必須項目：ローン・クレジット契約の場合】

《宛先》

- ・ローン・クレジット会社宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認めておりません。

6-6.V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー

V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書（V2H充放電設備販売会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。

V2H充放電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書にV2H充放電設備の支払を合算している場合は、提出不要です。

なお、請求金額と振込金額が同額の場合は、申請者が振込をした際の振込証明書等のコピーの提出でも可能です。

（1）V2H充放電設備本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

- ・リース契約^{（注1）}、クレジット契約またはローン契約の場合は、領収書の代わりに契約書を提出してください。

注1：リース契約の場合は、「6-16. リース契約に基づく報告の場合」を併せて参照してください。

6-7.V2H充放電設備本体の保証書のコピー

- ・申請者が新規に購入したV2H充放電設備本体であることを証する保証書のコピーを提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、もしくはメーカーが認めた第三者が発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・V2H充放電設備本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

ただし、リース契約、クレジット契約またはローン契約の場合は、リース会社もしくはクレジット会社、ローン会社名の記載

《V2H充放電設備メーカー名》

- ・設置したV2H充放電設備メーカー名の記載

《V2H充放電設備の型式》

- ・設置したV2H充放電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・交付決定日以降の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

- ・センターが求める保証書は、V2H充放電設備メーカーが本補助金交付の補助対象のV2H充放電設備として申請をし、センターが審査の上、承認した保証書になります。保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。

6-8.工事費の請求書（内訳書含む）のコピー

- ・申請者宛のV2H充放電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む）の請求書（工事施工会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV2H充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV2H充放電設備等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

【記載の必須項目：リース契約の場合】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・リース会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

- ・リース会社発行の請求内訳書がない場合は、工事施工会社がリース会社宛てに発行した請求書の内訳を提出してください。

【記載の必須項目：ローン・クレジット契約の場合】

《宛先》

- ・ローン・クレジット会社宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

- ・「材工一式」といった簡略記載の「請求書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認めておりません。

6-9.工事費の支払を証する領収書のコピー

- ・申請者宛のV2H充放電設備等設置工事の領収書（工事施工会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV2H充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV2H充放電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。

なお、請求金額と振込金額が同額の場合は、申請者が振込をした際の振込証明書等のコピーの提出でも可能です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日（領収）分」の記載

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

- ・リース契約、クレジット契約またはローン契約の場合は、領収書の代わりに契約書を提出してください。リース契約の締結をもって支払い完了とみなします。
- ・領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターがV2H充放電設備設置工事費として認められた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

6-10.「V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）」

- ・申請者は、見積書および請求書を提出した工事施工会社ごとに、V2H充放電設備の設置工事が完了したことを報告してください。
- ・作成日は、設置工事完了日以降である必要があります。
- ・V2H充放電設備等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を貼付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（V2H充放電設備本体の設置を行った工事施工会社は、V2H充放電設備設置の工事前、完了の写真を貼付してください）
- ・設置工事費として申告している場合は、V2H充放電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社は不要です。

6-1 1.工事申告書_実績報告（様式 V20）

- ・ 工事施工会社が発行した全ての請求書を参照し、補助対象経費として請求書に含まれる工事項目には「有」と記入し、該当工事金額を記入してください。
- ・ 請求書の総額（税抜き）と補助対象外の工事金額の合計をそれぞれ記入してください。
- ・ 該当工事金額の合計を補助対象工事費に記入してください。
なお、対象となる工事項目については、「4-4. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を確認してください。

なお、工事内容の変更がある場合は、センターに計画変更申告書（様式 V22）を提出していることが必要です。詳しくは「9-3. 計画変更」を参照してください。

6-1 2.要部写真（様式 V11）

- ・ 工事が完了したことを確認するために求めるものです。
- ・ 提出必須の要部写真および工事申告書_実績報告（様式 V20）で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。^(注1)
- ・ 撮影した写真は、要部写真（様式 V11）の該当箇所に写真を貼付けて提出してください。
- ・ 撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 要部写真が必要な工事項目で提出されない場合は、補助対象となりませんので注意してください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

注1：提出する要部写真の詳細は、「5-1 3. 要部写真の提出資料」を参照してください。

6-1 3.取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）

- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）」に記入し、センターへ提出してください。
- ・ 補助金の交付を受けて設置したV2H充放電設備を記載してください。
- ・ 「1つの申請」にて交付を受けた車両、外部給電器の記載も必要です。
- ・ V2H充放電設備以外に記入する項目は、補助金の交付を受けて実施した取得価格（物品の単価）が50万円以上のものになります。
例として、付帯設備の小屋等があります。
- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

6-1 4.完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図

交付申請時に提出した「設置場所見取図」「平面図」「電気系統図」「配線ルート図」の竣工図面として提出してください。

- ・ 図面名称には、「完成」の記載が必須です。図面名称は、正確に記載してください。
(完成設置場所見取図／完成平面図／完成電気系統図／完成配線ルート図)
- ・ 作成日は、設置工事完了日以降の日付を記載してください。

※図面名称および作成日以外の記載の項目等は、「5-8. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図」を参照してください。

※交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は、計画変更を反映させた図面を提出してください。

6-15.補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ ・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 （一般的には通帳の表紙の裏の見開きのページが該当）
インターネットバン キング等により通帳 がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
当座預金で通帳がない 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
ゆうちょ銀行の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。 	

6-16.リース契約に基づく報告の場合

リース契約が含まれる実績報告は、領収書の代わりにリース契約書のコピーの提出が必要です。

リース契約成立後のV2H充放電設備およびその設置工事のリース契約書であることが必要です。

契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。

なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《賃貸人》

- ・リース会社名の記載（押印必須）

《賃借人》

- ・申請者（リースの使用者）名の記載（押印必須）

《V2H充放電設備情報》

- ・V2H充放電設備メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載
契約書にリース対象のV2H充放電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、V2H充放電設備が特定できる書類の提出が必要です。

《設置場所住所》

- ・リース物件の使用場所の設置場所住所の記載

《リース期間》

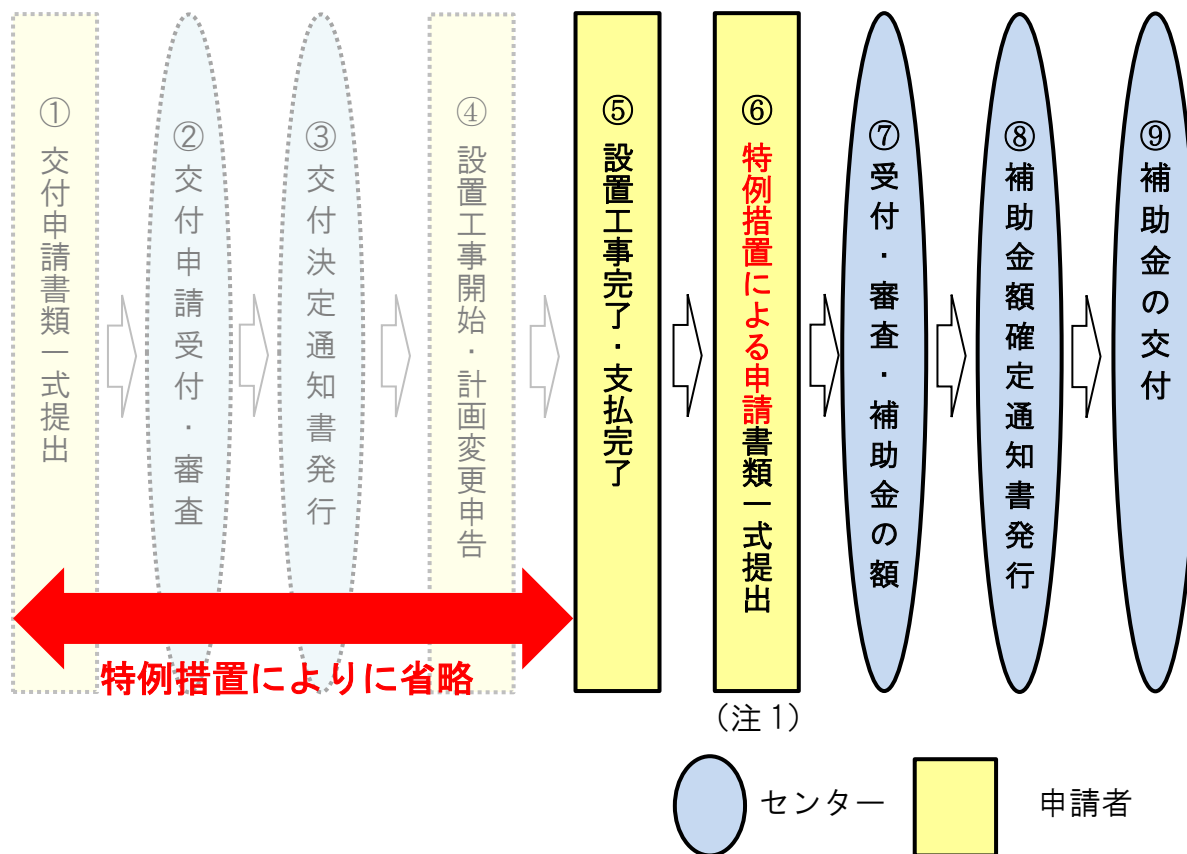
- ・保有義務期間（5年）以上であることの記載

《総額リース料金》

- ・リース料金総額の記載

7. 特例措置による補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項

7-1. 補助事業の流れ



注1：提出期限は令和3年5月31日（月）（消印有効）となります。

- ・ 期限間際に集中することを避けるため、令和3年5月31日の期限間際ではなく、工事完了または支払い完了もしくは支払い手続きの完了の日からすみやかに提出していただくをお願いします。
- ・ ただし、外部給電器・V2H充放電設備の両方を申請している場合は、両方の申請を同時に提出する必要があります。
- ・ 「1つの申請」ごとに申請書の記入および必要書類をそろえて提出をしてください。

7-2. 交付申請

- ・ 申請される方は、特例措置による交付申請に必要な様式を「参考1. 様式一覧」からコピーもしくは、センターHPからダウンロードをしてください。
- ・ 必要事項を記入した様式の原本と必要書類を郵送で提出してください。
- ・ 郵送に際して「3-4. 交付申請書および実績報告書類の送付先」を参照してください。（詳しくは、「8. 特例措置による交付申請書の提出」を参照してください）

7-3. 「交付申請書（様式1）」の提出期間

令和3年3月26日（金）～令和3年5月31日（月）（消印有効）

上記、提出期限までにセンターに到着した「交付申請書（様式1）」が有効です。

なお、申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、「交付申請書（様式1）」の提出期間中であっても受付を終了します。その場合は、センターのHP上で告知します。

7-4. 「交付申請書（様式1）」の受付等

- ・「交付申請書（様式1）」が到着した場合は、所定の申請書および提出書類の記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書が所定の様式でない、もしくは申請の要件を満たしていない場合等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・不足および一部の必要書類に不備がある、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで審査されません。
- ・センターからの指示に従わず、センターが定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は受付不可になることがあります。

7-5. 交付申請のV2H充放電設備導入における審査等

- ・受付された交付申請は、記載内容や提出された書類をもとにセンターが審査を行い交付額の算出をします。
- ・必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

7-6. 補助金の額の確定通知書発行

- ・V2H充放電設備導入の審査の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「1つの申請」ごとに「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

7-7. 補助金の交付

- ・申請時に提出された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。

8. 特例措置による交付申請書の提出

補助金の交付を受けるためには、令和3年5月31日（月）（消印有効）までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の全ての支払もしくは支払い手続きを完了させ、センターに交付申請を提出することが必要です。

期限間際に集中することを避けるため、令和3年5月31日の期限間際ではなく、工事完了または支払い完了もしくは支払い手続き完了の日からすみやかに交付申請書を提出していただくようお願いします。

8-1.申請に必要な様式

V2H充放電設備導入の申請をする場合は、以下の書類の提出が必要です。

- (1) 「交付申請書（様式1）」
- (2) 「工事申告書_特例による申請^(注1)（様式V21）」
- (3) 「V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）」
- (4) 「要部写真（様式V11）」
- (5) 「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）」

「参考1.様式一覧」からコピーもしくは、センターHPからダウンロードしてください。

申請の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。（次世代自動車振興センターHP <http://www.cev-pc.or.jp/>）

注1：工事の申告においては、工事施工会社に記入を依頼することができます。

8-2.V2H充放電設備の導入における提出書類

V2H充放電設備導入にあたり提出が必要な書類と申請内容に応じて提出が必要となる書類があります。

書類の作成は、センターのHP「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【申請に必要な書類】

- 8-3：交付申請書（様式1）
- 8-4：V2H充放電設備本体の発注書のコピー
- 8-5：V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー
- 8-6：V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー
- 8-7：V2H充放電設備本体の保証書のコピー
- 8-8：工事費の請求書（内訳書含む）のコピー
- 8-9：工事費の支払を証する領収書のコピー
- 8-10：V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）
- 8-11：工事申告書_特例措置による申請（様式V21）
- 8-12：要部写真（様式V11）
- 8-13：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）

【申請の内容に応じて必要な書類】

- 8-14：完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図
- 8-15：小屋設置工事を申請する場合（メーカー名、型式、価格の記載がある資料）
- 8-16：申請者が設置場所・給電対象施設の所有者ではない場合
（土地・施設の利用に関する許諾書等）
- 8-17：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合
- 8-18：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類のコピー
- 8-19：リース契約に基づく報告の場合

8-3.「交付申請書（様式1）」

特例措置による申請も「交付申請書（様式1）」を使用し、申請してください。

「1つの申請」となるように、車両の他、V2H充放電設備導入に係る項目に記入が必要です。

- ・V2H充放電設備設置の工事日程等を記入してください。
- ・請求書および工事申告書_特例措置による申請（様式V21）を基に、記入をしてください。

8-4.V2H充放電設備本体の発注書のコピー

- ・申請者（発注者）が令和2年12月21日以降に発注したV2H充放電設備の発注書のコピーを提出してください。
- ・V2H充放電設備および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請者名の記載（押印必須）

《発注日》

- ・令和2年12月21日以降、令和3年3月25日以前である日付の記載

《発注先》

- ・請求書と同一の販売会社名であることの記載
ただし、リース契約の場合はリース会社名であることの記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《V2H充放電設備》

- ・発注したメーカー名、型式、基数の記載

- ・V2H充放電設備をリース契約により使用する場合は、リース会社にV2H充放電設備の発注をした際の発注書を提出してください。

8-5.V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー

V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書（V2H充放電設備販売会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。

V2H充放電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書にV2H充放電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

【記載の必須項目：リース契約の場合】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・リース会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・リース会社発行の請求内訳書がない場合は、V2H充放電設備販売会社がリース会社宛てに発行した請求書の内訳を提出してください。

【記載の必須項目：ローン・クレジット契約の場合】

《宛先》

- ・ローン・クレジット会社宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認めておりません。

8-6.V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー

V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書（V2H充放電設備販売会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。

V2H充放電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書にV2H充放電設備の支払を合算している場合は、提出不要です。

なお、請求金額と振込金額が同額の場合は、申請者が振込をした際の振込証明書等のコピーの提出でも可能です。

（1）V2H充放電設備本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

- ・リース契約^{（注1）}、クレジット契約またはローン契約の場合は、領収書の代わりに契約書を提出してください。

注1：リース契約の場合は、「6-16. リース契約に基づく報告の場合」を併せて参照してください。

8-7.V2H充放電設備本体の保証書のコピー

- ・申請者が新規に購入したV2H充放電設備本体であることを証する保証書のコピーを提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、もしくはメーカーが認めた第三者の発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・V2H充放電設備本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

ただし、リース契約、クレジット契約またはローン契約の場合は、リース会社もしくはクレジット会社、ローン会社名の記載

《V2H充放電設備メーカー名》

- ・設置したV2H充放電設備メーカー名の記載

《V2H充放電設備の型式》

- ・設置したV2H充放電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・令和2年12月21日以降の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

- ・センターが求める保証書は、V2H充放電設備メーカーが本補助金交付の補助対象のV2H充放電設備として申請をし、センターが審査の上、承認した保証書になります。保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。

8-8.工事費の請求書（内訳書含む）のコピー

- ・申請者宛のV2H充放電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む）の請求書（工事施工会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV2H充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV2H充放電設備等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

【記載の必須項目：リース契約の場合】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・リース会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

- ・リース会社発行の請求内訳書がない場合は、工事施工会社がリース会社宛てに発行した請求書の内訳を提出してください。

【記載の必須項目：ローン・クレジット契約の場合】

《宛先》

- ・ローン・クレジット会社宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所》

- ・設置場所が特定できる記載（例 ○○邸）

《支払条件》

- ・認められた支払い方法であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

- ・「材工一式」といった簡略記載の「請求書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認めておりません。

8-9.工事費の支払を証する領収書のコピー

- ・申請者宛のV2H充放電設備等設置工事の領収書（工事施工会社の押印があるもの）のコピーを提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV2H充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV2H充放電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。なお、請求金額と振込金額が同額の場合は、申請者が振込をした際の振込証明書等のコピーの提出でも可能です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日（領収）分」の記載

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

- ・リース契約、クレジット契約またはローン契約の場合は、領収書の代わりに契約書を提出してください。リース契約の締結をもって支払い完了とみなします。
- ・領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターがV2H充放電設備設置工事費として認められた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

8-10.「V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）」

- ・申請者は、請求書を提出した工事施工会社ごとに、V2H充放電設備の設置工事が完了したことを報告してください。
- ・作成日は、設置工事完了日以降である必要があります。
- ・V2H充放電設備等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を貼付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（V2H充放電設備本体の設置を行った工事施工会社は、V2H充放電設備設置の工事前、完了の写真を貼付してください）
- ・設置工事費として申告している場合は、V2H充放電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社は不要です。

8-1 1.工事申告書_特例措置による申請（様式 V21）

- ・ 工事施工会社が発行した全ての請求書を参照し、補助対象経費として請求書に含まれる工事項目には「有」と記入し、該当工事金額を記入してください。
- ・ 請求書の総額（税抜き）と補助対象外の工事金額の合計をそれぞれ記入してください。
- ・ 該当工事金額の合計を補助対象工事費に記入してください。
なお、対象となる工事項目については、「4-4. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を確認してください。

8-1 2.要部写真（様式 V11）

- ・ 工事が完了したことを確認するために求めるものです。
- ・ 提出必須の要部写真および工事申告書_特例措置による申請（様式 V21）で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。^{（注1）}
- ・ 撮影した写真は、要部写真（様式 V11）の該当箇所に写真を貼付けて提出してください。
- ・ 撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 要部写真が必要な工事項目で提出されない場合は、補助対象となりませんので注意してください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

注1：提出する要部写真の詳細は、「5-1 3. 要部写真の提出資料」を参照してください。

8-1 3.取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）

- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）」に記入し、センターへ提出してください。
- ・ 補助金の交付を受けて設置したV2H充放電設備を記載してください。
- ・ 「1つの申請」にて交付を受けた車両、外部給電器の記載も必要です。
- ・ V2H充放電設備以外に記入する項目は、補助金の交付を受けて実施した取得価格（物品の単価）が50万円以上のものになります。
例として、付帯設備の小屋等があります。
- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

8-1 4. 完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図

- ・ 図面名称には、「完成」の記載が必須です。図面名称は、正確に記載してください。
(完成設置場所見取図／完成平面図／完成電気系統図／完成配線ルート図)
- ・ 作成日は、設置工事完了日以降の日付を記載してください。

※図面名称および作成日以外の記載の項目等は、「5-8. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図」を参照してください。

8-1 5. 小屋設置工事を申請する場合 (メーカー名、型式、価格の記載がある資料)

小屋設置工事を申請する場合は、小屋の仕様および価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等）のコピーを提出してください。

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する小屋のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 請求書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格（定価）の記載

8-16.申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合 (土地・施設の利用に関する許諾書等)

申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合、設置場所の土地・給電対象施設の利用に関する許諾およびV2H充放電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地・給電対象施設所有者から得る必要があります。土地・給電対象施設の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

- ・賃借人名の記載

《賃貸人》

- ・賃貸人名の記載（押印必須）

《設置場所住所》

- ・設置場所住所（使用の本拠の位置）であることの記載

《許諾》

- ・V2H充放電設備設置を許諾していることの記載

《期間》

- ・V2H充放電設備の設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・本補助金の申請受付開始日以降である日付の記載

8-1 7.申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

- (1) 申請者は、交付申請にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができません。ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。また、交付申請後、手続代行者を申請することはできません。
- (2) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、「交付申請書（様式1）」の手続代行者に関する事項に記入し提出してください。
- (3) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。
- (4) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (5) 手続代行者の申請がある場合、書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、申請者および手続代行者に連絡します。手続代行者の申請がない場合は、申請者に連絡します。手続代行者と確認の連絡が取れない場合は、交付申請の受付、補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。
- (6) 実質的に代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、「交付申請書（様式1）」への記入がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請者または手続代行者以外の方への連絡や説明はできません。
- (7) センターから発行される額の確定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。
- (8) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。
- (9) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

8-18 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・ 交付申請にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・ 補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ ・ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ ・ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 （一般的には通帳の表紙の裏の見開きのページが該当）
インターネットバン キング等により通帳 がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座内容を印刷したもの ・ 金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
当座預金で通帳がない 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座勘定照合表、残高証明書等 ・ 金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
ゆうちょ銀行の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 ・ ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・ 氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。 	

8-19.リース契約に基づく報告の場合

リース契約が含まれる交付申請は、領収書の代わりにリース契約書のコピーの提出が必要です。

リース契約成立後のV2H充放電設備およびその設置工事のリース契約書であることが必要です。

契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。

なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《賃貸人》

- ・リース会社名の記載（押印必須）

《賃借人》

- ・申請者（リースの使用者）名の記載（押印必須）

《V2H充放電設備情報》

- ・V2H充放電設備メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載
契約書にリース対象のV2H充放電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、V2H充放電設備が特定できる書類の提出が必要です。

《設置場所住所》

- ・リース物件の使用場所の設置場所住所の記載

《リース期間》

- ・保有義務期間（5年）以上であることの記載

《総額リース料金》

- ・リース料金総額の記載

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金補助金 交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私（申請者）は、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程第6条第1項、または令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り交付申請いたします。

1. 申請項目に関する事項

※該当するものに○	再エネ100%電力調達	車両	外部給電器	充放電設備

※以下、令和3年3月25日までに車両登録及び外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注・工事開始が完了している場合に記入。

※該当するものに○	令和3年3月25日までに納品／工事が完了している
	令和3年3月26日以降に納品／工事が完了予定

2. 申請者に関する事項

申請日 年 月 日

(1)住所	□□□-□□□□ 都道府県	
(2)氏名又は法人名	氏名(法人等の場合は名称)	フリガナ
(3)代表者名(法人の場合)	役職	代表者名 フリガナ
(4)法人番号	※法人番号の指定を受けた法人は13桁の番号を記入	
(5)担当者	フリガナ	所属部署(申請者が個人の場合は記入不要) ※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載
(6)連絡先	TEL (- -) FAX (- -) ※日中連絡できるTEL番号	
(7)メールアドレス	@	
(8)申請者の分類	<input type="checkbox"/> ア. 個人 <input type="checkbox"/> イ. 中小企業 <input type="checkbox"/> ウ. 地方公共団体 <input type="checkbox"/> エ. 独立行政法人 <input type="checkbox"/> オ. その他法人 ()	
(9)企業区分(中小企業のみ)	<input type="checkbox"/> ①製造業、建設業、運輸業(資本金:3億円以下、従業員:300人以下)	
	<input type="checkbox"/> ②卸売業(資本金:1億円以下、従業員:100人以下)	
	<input type="checkbox"/> ③サービス業(資本金:5,000万円以下、従業員:100人以下)	
	<input type="checkbox"/> ④小売業(資本金:5,000万円以下、従業員53人以下)	
	資本金	従業員数
	万円	人
		業種

3. 補助金額に関する事項

	補助金申請額(申請者記入)
車両	千円
外部給電器	千円
充放電設備(本体)	千円
充放電設備(工事費)	千円
合計	千円

【申請内容確認欄】※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
申請者氏名又は法人名	※1枚目の2.(2)と同一

4. 再エネ100%電力に関する事項

上記1申請項目に関する事項で「再エネ100%電力調達を選択された方」は記入

申請手法 *複数選択可 該当するものに■	<input type="checkbox"/> 手法1 自家発電	<input type="checkbox"/> 手法2 電力メニュー 購入	<input type="checkbox"/> 手法3 証書購入
累計申請台数	<個人の場合> 1住所あたり上限10台まで <地方公共団体・中小法人等の場合> 1事業所あたり上限10台まで		

「自動車の使用の本拠の位置」と使用する電力について、以下を確認のうえ、記入願います。

<法人等>		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
1.その事業所が事業用として、非再エネ発電設備(除く非常用)がある			
2.個人は住宅用、企業は事業所で事業用に環境省が審査した「再エネ100%電力」メニュー以外の電力メニューを利用(契約)しているか		<input type="checkbox"/> 利用	<input type="checkbox"/> 不利用

手法2を選択され方は下記を記入願います。

提供業者名	再エネ電力メニュー番号
契約メニュー名	契約電力の電気使用場所と車両の「使用の本拠の位置」 <input type="checkbox"/> 同一

手法2に加え、手法1を選択された方は手法1に関する下記を記入願います。

再エネ電源の接続状況	右の説明から選択してください。	1) 自家発電自家消費:敷地内の太陽光発電設備などの発電電力を家屋等へ直接供給する方法。 2) 自己託送:電気会社のネットワークを介して、発電設備の発電電力を送電する方法。 3) 特定供給:電気事業を行っていない方が、自社の関連施設等に電気を供給する方法。	
電力供給と車両の「使用の本拠の位置」	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別		
①年間発電量	(kWh)	<input type="checkbox"/> 12ヶ月実績値	<input type="checkbox"/> 年間シミュレーション値 <input type="checkbox"/> 容量(kW)×8760時間×設備効率0.13
②年間売電量	(kWh)	<input type="checkbox"/> 12ヶ月実績値	<input type="checkbox"/> 1ヶ月実績値×12ヶ月分 <input type="checkbox"/> 試算値等
③年間施設消費電力量	(kWh)	<input type="checkbox"/> 12ヶ月実績値	<input type="checkbox"/> 1ヶ月実績値×12ヶ月分 <input type="checkbox"/> 試算値等

接続状況に「自己託送」、「特定供給」を選択した場合は、下記契約会社名、契約期間を下記へ記入すること。

契約会社名	契約期間
-------	------

補助金交付申請書(つづき)

【申請内容確認欄】※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
申請者氏名又は法人名	※1枚目の2. (2)と同一

I - 1. 車両に関する事項

(1) 車両の種類 ※該当するものに■	<input type="checkbox"/> ア. 電気自動車 <input type="checkbox"/> イ. プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> ウ. 燃料電池自動車		
(2) 自動車登録番号又は車両番号	(例)品川012あ3456	(3) 登録年月日又は交付年月日	令和 年 月 日
(4) 車両代金支払完了日	令和 年 月 日	(5) 下取車の有無 ※該当するものに■	下取車 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(6) 下取車を在庫した日	令和 年 月 日
(7) 車名等	メーカー名	型式	外部給電機能 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	車名・グレード	車台番号	車載コンセント <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(8) 所有者 ※該当するものに■	<input type="checkbox"/> ア. 申請者 <input type="checkbox"/> イ. リース会社 <input type="checkbox"/> ウ. 販売会社・ローン会社		
(9) 使用者の住所			
(10) 使用の本拠の位置			

I - 2. J-クレジット事業への参加

(個人が購入する電気自動車の場合はCO2排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業への参加が義務付けられています。上記1の申請項目に関する事項で「再エネ100%を選択されていない方は記入)

(1) 申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、J-クレジット事業への参加方法を下記のア、イから選択ください。	<input type="checkbox"/> ア ・ <input type="checkbox"/> イ
ア. センター指定のJ-クレジット事業に参加します。参加に必要な私の情報をセンターがJ-クレジット事業実施団体に提出することを了承します。	
イ. 自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。	
事業名:	

I - 3. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

(1) 社名・住所	社名	住所	
(2) 連絡先	TEL	FAX	担当者
	メールアドレス		@

I - 4. 補助金額に関する事項

(1) 申請額	千円	(2) 購入価格	円	交付決定額	千円
---------	----	----------	---	-------	----

*購入価格は車両本体の税抜価格を記入 *センター記入

II - 1. 外部給電器の保管場所等に関する事項

*外部給電器の保管場所は車両の使用の本拠の位置と同じことが条件となります。

(1) 保管場所住所	(2) 車両の「使用の本拠の位置」	<input type="checkbox"/> 同一
------------	-------------------	-----------------------------

II - 2. 外部給電器に関する事項

(1) 外部給電器の種類	メーカー名()	型式()	製造番号()		
(2) リース契約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(3) 納品(予定)日	令和 年 月 日	(4) 支払完了(予定)日	令和 年 月 日

II - 3. 補助金額に関する事項

(1) 申請額	千円	(2) 購入価格	円	交付決定額	千円
---------	----	----------	---	-------	----

*購入価格は外部給電器本体の税抜価格を記入 *センター記入

(様式5)

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
変更届出書

届出日 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	第	号
住所		
氏名又は名称		
及び代表者名		

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の申請内容について、下記の変更がありましたので、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則第7条第2項又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）業務実施細則第6条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

(様式6)

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
計画変更承認申請書

申請日 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 号
住所 〒
氏名又は名称 及び代表者名
日中連絡が 可能な電話番号

上記補助金交付決定番号をもって交付決定の令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について、交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

.....

- (注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	車両 型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	自動車登録番号 又は車両番号
区分 財産名	外部給電器 メーカー型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	外部給電器製造 番号又はシリアル ナンバー
区分 財産名	充放電設備等 メーカー型式	単価 (円) (税抜き)	設置工事 完了日	処分制限 期間(年)	設置場所 住所	充放電設備 等本体補助 金額(千円)	製造番号又は シリアルナンバー

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

V2H充放電設備等設置工事完了報告書

令和 年 月 日

(工事施工会社)

住所	〒
業者名称	_____
責任者役職	_____
責任者氏名	_____

下記のとおり、V2H充放電設備等設置工事が完了したことを証明します。

記

申請者名	
設置場所住所	
設置工事完了日	
V2H充放電設備等設置工事の完了状況	
工事前	完了
コメント	コメント

以上

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

申請者名 _____ 作成日 令和 年 月 日

設置場所住所 _____

写真No.1 《施工前》	【提出必須】 建屋全景 ※特例措置による申請は施工後でも可 建屋の全景と駐車スペースが確認できるもの	写真No.2 《施工前》	【提出必須】 駐車スペース全景（施工前） ※特例措置による申請は不要 駐車スペース全景が確認できるもの
建屋全景	建屋の全景と駐車スペースが写っているもの	駐車スペース全景（施工前）	駐車スペース全景と設置予定のV2Hの場所が写っているもの ※収まらない場合は駐車スペース全景のみ ※車や障害物が無い状態で撮影してください
写真No.3 《施工前》	【提出必須】 V2H設置予定場所 ※特例措置による申請は不要 V2Hの設置予定場所の全体が確認できるもの		
V2H設置予定場所	設置予定のV2Hが収まる程度の距離で撮影したもの ※車や障害物が無い状態で撮影してください		

※写真はカラーで鮮明なものを提出してください。要部写真が必要な工事項目で、要部写真が提出されない場合は補助対象とはなりませんので注意してください。

申請者名 _____ 作成日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

設置場所住所 _____

写真No.4 《施工後》	【提出必須】 駐車スペース全景（施工後） 駐車スペース全景及びV2Hが確認できるもの	写真No.5 《施工後》	【提出必須】 V2H設置場所 設置したV2Hの全体が確認できるもの
駐 車 （ 施 工 後 ） ス ペ ー ス 全 景	※1枚の写真でV2Hが確認できない場合は 追加写真で駐車スペースの一部と V2Hが確認できるものを1枚 提出してください	V 2 H 設 置 場 所	設置したV2Hの全体が確認できること ※基礎部分も収まるように撮影してください
写真No.6 《施工後》	【提出必須】 V2H銘板 メーカー・型式・製造番号等が鮮明であるもの	コメント	写真No.7 《施工後》
V 2 H 銘 板	V2Hの銘板の記載内容 （メーカー・型式・製造番号等）が 確認できること ※鮮明なものを提出してください		V 2 H 充 電 確 認
	【提出必須】 V2H充電確認 スイッチランプやモニターなどで充電時の稼働状況がわかるもの	V2Hが稼働していることがわかる スイッチランプなどの写真。 充電時の稼働状況を表示している モニターなどの画面でも可 ※スマートフォンのスクリーンショット不可	

※写真はカラーで鮮明なものを提出してください。要部写真が必要な工事項目で、要部写真が提出されない場合は補助対象とはなりませんので注意してください。

申請者名 _____ 作成日 令和 年 月 日

設置場所住所 _____

写真No.8 《施工後》	【提出必須】 V2H放電・自立運転確認 スイッチランプやモニターなどで放電中・自立運転がわかるもの	写真No.9 《施工後》	【提出必須】 基礎工事 工事完了した基礎部分が見えるもの
V 2 H 放 電 ・ 自 立 運 転 確 認	V2H放電時の稼働状況を表示している モニターなどの画面 ※スマートフォンのスクリーンショット不可	基 礎 工 事	基礎を接写し撮影 工事完了した基礎部分が見える写真
写真No.10 《施工中》	基礎工事の型枠 型枠全体が写っているもの。工事申告書で基礎種類が『D』現場打ちは必須	写真No.11 《施工後》	ブレーカー 定格容量がわかるもの（例：40A） コメント 容量： A
基 礎 工 事 の 型 枠	工事申告書（様式V20、V21）で 基礎種類の選択を「D」現場打ち コンクリート とした場合に必須 ※型枠全体が写っているもの	ブ レ ー カ ー	工事申告書（様式V20、V21）で ブレーカー設置工事を「有」とした場合に必須 ※V2H専用回路のブレーカー容量(A)が 確認できる鮮明な写真

※写真はカラーで鮮明なものを提出してください。要部写真が必要な工事項目で、要部写真が提出されない場合は補助対象とはなりませんので注意してください。

申請者名 _____ 作成日 令和 年 月 日

設置場所住所 _____

写真No.12 《施工後》	切替開閉器 定格容量がわかるもの（例：100A）	コメント 容量： A	写真No.13 《施工後》	開閉器盤 内観 開閉器盤の全体が確認できるもの
切 替 開 閉 器	<p style="color: red;">工事申告書（様式V20、V21）で 切替開閉器設置工事を「有」とした場合に必須 ※容量(A)が確認できる鮮明な写真</p>		開 閉 器 盤 内 観	<p style="color: red;">工事申告書（様式V20、V21）で 開閉器盤設置工事を「有」とした場合に必須 ※カバーを開けた状態で撮影したもの</p>
写真No.14 《施工後》	小屋 外観 扉を閉めた状態で正面から撮影されたもの	写真No.15 《施工後》	小屋 内観 扉を開けた状態で小屋の内部全体が確認できるもの	
小 屋 外 観	<p style="color: red;">工事申告書（様式V20、V21）で 小屋設置工事を「有」とした場合に必須 ※扉を閉め小屋の正面から撮影し全体の 確認ができるもの</p>		小 屋 内 観	<p style="color: red;">工事申告書（様式V20、V21）で 小屋設置工事を「有」とした場合に必須 ※扉を開け小屋の内部全体が確認できるもの</p>

※写真はカラーで鮮明なものを提出してください。要部写真が必要な工事項目で、要部写真が提出されない場合は補助対象とはなりませんので注意してください。

申請者名 _____

作成日 令和 年 月 日 _____

設置場所住所 _____

【追加写真】追加の写真がある場合は写真Noを記載してください。

写真No.		写真No.	
写真No.		写真No.	

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

財産処分等届出書

届出日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則第9条第4項、又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）業務実施細則第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	V2H充放電設備等の内容 (メーカー名/型式/製造番号またはシリアル番号)
処分の内容	処分の理由

2. 備考

以上

センター 記入欄	/	/

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

財産処分承認申請書

申請日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程第15条第4項、又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程第15条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	V2H充電設備等の内容 (メーカー名/型式/製造番号またはシリアル番号)
処分の内容	処分の理由
A.譲渡 B.廃棄 C.移設 D.その他	

2. 処分の条件(該当項目を選択してください。その他の場合には条件を記入)
 (1) 補助金を返納します。
 (2) その他

3. 備考

以上

センター 記入欄	/	/

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

実施状況等報告書

報告日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

審査管理番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の審査管理番号をもって申請したV2H充放電設備等設置の実施状況等について、令和2年度第3次補正
予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則第12条、又は令和2年度二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークス
スタイル先行導入モデル事業）業務実施細則第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

V2H充放電設備等設置の遂行状況

Large empty box for reporting the progress of V2H charging equipment installation.

以上

	/	/	/
センター 記入欄			

実績報告書

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
実績報告書(外部給電器、V2H充放電設備)

報告日 令和 年 月 日

申請者名 法人名		車両登録番号	
-------------	--	--------	--

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私(申請者)は、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規定第10条第1項、または令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフワークスタイル先行導入モデル事業) 交付規程第10条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

I - 1. 外部給電器に関する事項

交付決定番号	第	号	(交付決定通知日: 令和 年 月 日)
--------	---	---	---------------------

(1)外部給電器の種類	メーカー名()型式()製造番号()		
(2)納品日	令和 年 月 日	(3)支払完了日	令和 年 月 日

I - 2. 外部給電器補助金額に関する事項

(1)交付決定額	千円	(2)購入価格	円	交付決定額 *センター記入	千円
----------	----	---------	---	------------------	----

*購入価格は外部給電器本体の税抜価格を記入

II - 1. 充放電設備の設置工事に関する事項

(1) 設置工事開始日	年 月 日	(2) すべての支払完了日	年 月 日
(3) 設置工事完了日	年 月 日		

II - 2. 充放電設備(本体)に関する事項

(1)設置した充放電設備	メーカー名()型式()製造番号()
--------------	----------------------

II - 3. 充放電設備(本体)の補助金額に関する事項

(1)交付見込額	オ.	千円	(2)購入価格	円	交付決定額 *センター記入	千円
----------	----	----	---------	---	------------------	----

*購入価格は充放電設備本体の税抜価格を記入

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
工事申告書(交付申請)

申請日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

私(申請者)は、一般社団法人次世代自動車振興センターに提出する見積書に以下の工事項目が計上されていることを申告します。

V2H充放電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていることを誓約します。

【基礎・据付工事】

V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するV2H充放電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしています。

【電気配線工事】

V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしています。

【ブレーカー・切替開閉器設置工事】

V2H充放電設備本体等の性能を担保するブレーカー・切替開閉器を設置します。

【小屋設置工事】

小屋の本体は、既製品を設置します。建ぺい率等の確認は申請者の責任の下、申請前に行いました。

(申請者)
住所〒

氏名

(手続代行者)
会社名
担当者名

No	工事項目	有無	工事費(材工込)
1	基礎工事	有	
2	据付工事		
3	本体搬入費		
4	電気配線工事		
5	配管工事		
6	ブレーカー設置工事		
7	切替開閉器設置工事		
8	開閉器盤設置工事		
9	雑材・消耗品、養生費		
10	レイアウト検討費		
11	電力会社協議費		
12	小屋設置工事		
13	離島への運搬費		
14	図面作成費	種類	

基礎種類	
A	基礎なし、アンカー固定のみ
B	簡易ブロック 2列
C	簡易ブロック フラットタイプ
D	現場打ち コンクリート

ア. 工事項目別補助額の合計	¥
----------------	---

見積書

イ. 補助対象工事費	¥
その他工事費	¥
見積書合計(税抜)	¥

ウ. 補助交付上限額	¥ 400,000
------------	-----------

エ. 設置工事補助金申請額	¥ 千円
---------------	------

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
工事申告書（実績報告）

報告日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

私（申請者）は、一般社団法人次世代自動車振興センターに提出する請求書に以下の工事項目が計上されていることを申告します。

V2H充放電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていることを誓約します。

【基礎・据付工事】

V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するV2H充放電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしています。

【電気配線工事】

V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしています。

【ブレーカー・切替開閉器設置工事】

V2H充放電設備本体等の性能を担保するブレーカー・切替開閉器を設置します。

【小屋設置工事】

小屋の本体は、既製品を設置します。建ぺい率等の確認は申請者の責任の下、申請前に行いました。

（申請者）
住所〒

氏名

（手続代行者）
会社名
担当者名

No	工事項目	有無	工事費(材工込)
1	基礎工事	有	
2	据付工事		
3	本体搬入費		
4	電気配線工事		
5	配管工事		
6	ブレーカー設置工事		
7	切替開閉器設置工事		
8	開閉器盤設置工事		
9	雑材・消耗品、養生費		
10	レイアウト検討費		
11	電力会社協議費		
12	小屋設置工事		
13	離島への運搬費		
14	図面作成費		

基礎種類	
A	基礎なし、アンカー固定のみ
B	簡易ブロック 2列
C	簡易ブロック フラットタイプ
D	現場打ち コンクリート

ア. 工事項目別補助額の合計	¥
----------------	---

請求書

イ. 補助対象工事費	¥
その他工事費	¥
請求書合計(税抜)	¥

ウ. 交付決定額	¥
----------	---

エ. 設置工事補助金見込額	¥	千円
---------------	---	----

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
工事申告書（特例措置による申請）

申請日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

私（申請者）は、一般社団法人次世代自動車振興センターに提出する請求書に以下の工事項目が計上されていることを申告します。

V2H充放電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていることを誓約します。

【基礎・据付工事】

V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するV2H充放電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしています。

【電気配線工事】

V2H充放電設備メーカーが「取付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしています。

【ブレーカー・切替開閉器設置工事】

V2H充放電設備本体等の性能を担保するブレーカー・切替開閉器を設置します。

【小屋設置工事】

小屋の本体は、既製品を設置します。建ぺい率等の確認は申請者の責任の下、申請前に行いました。

（申請者）
住所〒

氏名

（手続代行者）
会社名
担当者名

No	工事項目	有無	工事費(材工込)
1	基礎工事	有	
2	据付工事		
3	本体搬入費		
4	電気配線工事		
5	配管工事		
6	ブレーカー設置工事		
7	切替開閉器設置工事		
8	開閉器盤設置工事		
9	雑材・消耗品、養生費		
10	レイアウト検討費		
11	電力会社協議費		
12	小屋設置工事		
13	離島への運搬費		
14	図面作成費	種類	

基礎種類	
A	基礎なし、アンカー固定のみ
B	簡易ブロック 2列
C	簡易ブロック フラットタイプ
D	現場打ち コンクリート

ア. 工事項目別補助額の合計	¥
----------------	---

請求書

イ. 補助対象工事費	¥
------------	---

その他工事費	¥
--------	---

請求書合計(税抜)	¥
-----------	---

ウ. 補助交付上限額	¥ 400,000
------------	-----------

エ. 設置工事補助金申請額	¥ 千円
---------------	------

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
及び令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

計画変更申告書

申告日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定の令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程第9条第1項、又は令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業)交付規程第9条第1項の規定に基づき、交付申請の内容を下記のとおり変更したいので申告します。

記

補助金申請変更内容	
① 変更内容	
② 変更理由	

上記変更内容について、一般社団法人次世代自動車振興センターの審査により追加で指示を受けた場合は従います。

以上

センター 記入欄	/	/



お問い合わせ先・書類送付先

一般社団法人 次世代自動車振興センター

〒135-0024 東京都江東区清澄 1-5-1 清澄営業所
一般社団法人次世代自動車振興センター
令和2年度補正CEV補助金受付窓口 申請書係

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-16-3 日本橋木村ビル
一般社団法人次世代自動車振興センター 次世代自動車部 宛
令和2年度補正CEV補助金 計画変更 在中

URL : <http://www.cev-pc.or.jp>
ナビダイヤル 0570-022-363

受付時間 : 9 : 00 ~ 12 : 00 / 13 : 00 ~ 17 : 00
(土日、祝祭日を除く)